

姫路市重層的支援体制整備事業の実施状況

令和 7 年度

地域福祉課

1 姫路市地域福祉計画

基本理念

**私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくり**



基本方針と施策

(1) 地域福祉を支える環境づくり

- ① 地域福祉活動の促進及び活性化
- ② 地域で生活課題を支援する仕組みづくり
- ③ 地域福祉の意識の醸成

(2) 支え合いを支援する仕組みづくり

- ① 重層的な相談支援のネットワークづくり
- ② 権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）
- ③ 包括的な支援体制の構築

(3) 健やかな暮らしを支えるまちづくり

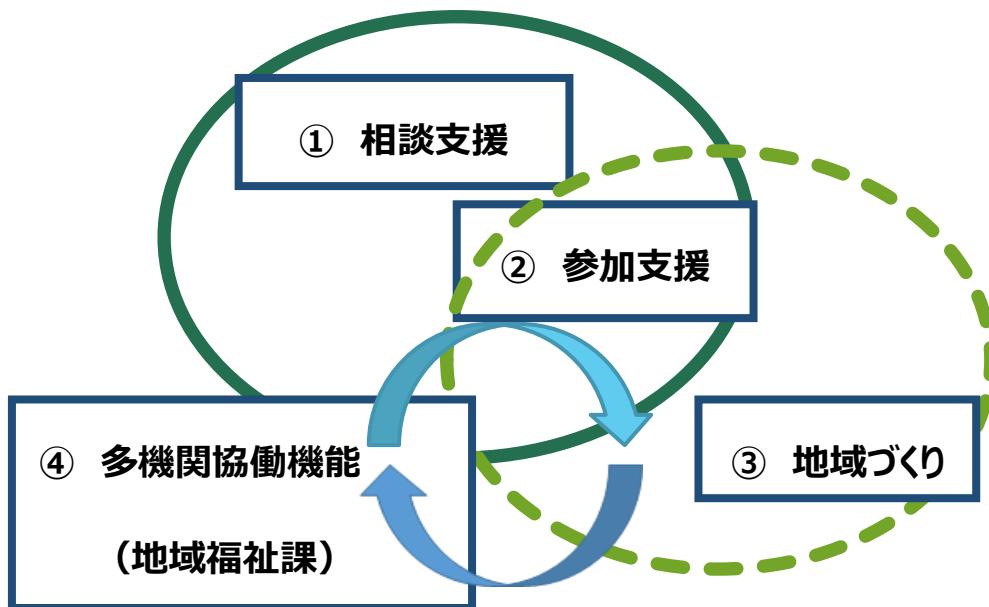
- ① 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
- ② みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
- ③ 安心・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進

三つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する**重層的支援体制整備事業**について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指す。

2 重層的支援体制整備事業について

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う体制を整備するもの。

地域共生社会の実現に向けた一環として、令和3年4月施行の改正社会福祉法により新設された。本市は令和4年度から事業移行している。



① 相談支援

属性や世代を問わず、世帯を取り巻く問題を包括的に受け止める相談支援

② 参加支援

狭間のニーズに対応するつながりや居場所

③ 地域づくりに向けた支援

- ・介護、障害、子ども、生活困窮などの地域づくり事業の連携
- ・住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり

④ 多機関協働機能

一体的実施の全体調整を行う機能

3 重層的支援体制整備事業実施プログラムについて

(1) プログラムの目的

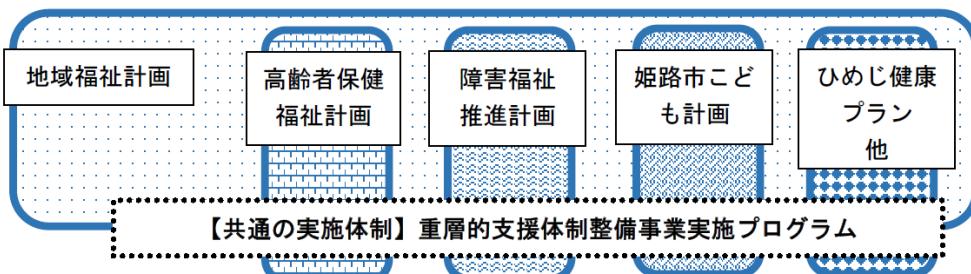
社会福祉法第106条の5の規定及び姫路市地域福祉計画に基づき、本市において、生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援や、社会参加に困難を抱える方への参加支援、地域住民等による見守りなどの地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、必要な体制等について規定するもの。

- ・姫路市地域福祉計画
 - ・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
 - ・姫路市障害福祉推進計画
 - ・姫路市子ども計画
 - ・ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- (姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画)

また、事業の推進にあたっては、姫路市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動とも連携し、地域住民等へのきめ細やかな支援の展開を図る。

(2) プログラムの位置付け

本市の福祉関連計画の基本方針と整合性を保ちつつ、支援機関が共通して取り組む実施体制に特化したものとする。



(3) 対象となる事業

区分	本市の事業と実施体制	
包括的相談支援事業	①地域包括支援センターの運営	<p>【事業名】 地域包括支援センターの運営</p> <p>【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等</p>
	②相談支援事業	<p>【事業名】 相談支援機能強化事業</p> <p>【支援対象者】 障害のある方等</p>
	③利用者支援事業	<p>【事業名】 利用者支援事業 基本型・特定型</p> <p>【支援対象者】 子育て中の保護者</p> <p>【事業名】 利用者支援事業（こども家庭センター型）</p> <p>【支援対象者】 すべての妊娠婦及びこどもとその家庭等</p>
	④自立相談支援事業	<p>【事業名】 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>【支援対象者】 生活困窮状態にある者、生活上の困難を抱え支援の必要な者</p>
地域づくり	①地域介護予防活動支援事業	<p>【事業名】 地域介護予防活動支援事業</p> <p>【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等</p>
	②生活支援体制整備事業	<p>【事業名】 生活支援体制整備事業</p> <p>【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等</p>
	③地域活動支援センター事業	<p>【事業名】 地域活動支援センター事業</p> <p>【支援対象者】 障害のある方</p>

	④地域子育て支援拠点事業	【事業名】 地域子育て支援拠点事業
		【支援対象者】 乳幼児及びその保護者
	⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業	【事業名】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ① 地域見守りネットワーク事業 ② 民間支援団体と連携した生活困窮者等への支援
		【支援対象者】 ① 主に単身の高齢者や障害のある方等 ② 生活困窮者等で緊急食糧支援が必要な者
多機関協働事業等	①参加支援事業	【事業名】 参加支援事業
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【事業名】 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	③多機関協働事業	【事業名】 多機関協働事業

(4) 「相談支援」～包括的相談体制の構築～（基本型）

既存の相談窓口等の機能や体制は変更せず、各支援機関の間で相互に連携を図る。

◆「エリアマネージャー」「エリアソーター」の配置

相談窓口等の連携体制を強化するために、関係部署や相談窓口等に配置する。

① エリアマネージャー

分野横断的な連携、調整に関する各福祉分野におけるアドバイザーとして、高齢者、子ども、生活困窮者などの関係部署に配置する。

＜主な役割＞

- ・分野を横断する 課題に対する支援体制構築への参画。
- ・事業に関する各所管部分の進捗管理。

② エリアソーター

分野横断的な個別支援の連携を進めるために設置する。

＜主な役割＞

- ・分野横断的な個別支援の連携にあたり、自らの窓口の職員への助言。
- ・分野横断的な個別支援の連携にあたり、多機関協働事業者との調整。

(5) 支援関係者ネットワーク会議の実施

事業に関する包括的な相談支援や地域づくりを進めるため、「支援関係者ネットワーク会議」を実施する。

＜支援関係者ネットワーク会議の役割＞

- ・事業の実施状況を共有する。
- ・事業の評価や、本プログラムの見直しに向けた意見交換を行う。
- ・支援者の支援力の向上を図る。

＜会議の開催形態（想定）＞

【全体会】	
姫路市地域福祉計画推進懇話会	姫路市地域福祉計画の進捗管理
重層的支援体制整備事業意見交換会	事業に關係する実務担当者レベルでの意見交換
【テーマ別会】	
不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ	不登校・ひきこもり支援の関係部署、団体による連携プラットフォーム
ヤングケアラーの支援に関する支援関係者ネットワーク会議	ヤングケアラー支援の関係部署、団体による意見交換
■今後も必要に応じてテーマを設定し、会議体を構成する。	

(6) 重層的支援会議（対象者の同意が必要）

複雑化・複合化した福祉課題について、多機関協働事業者（地域福祉課）を調整役として、関係する支援機関窓口等の連携による情報収集と、支援プランの検討、役割分担を行う。

(7) 参加支援事業

地域福祉課を参加支援事業者とし、社会参加に困難を抱える対象者の社会参加について、社会資源の情報収集とマッチングを行う。

(8) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域福祉課を実施事業者とし、必要な支援が届いていない対象者の情報収集のために、訪問又は電話・メール等におけるアウトリーチを行う。

(9) 支援会議

包括的相談支援体制を円滑に進めるため、関係する支援窓口等が、守秘義務のもとで対象者についての情報と支援方針を共有するための支援会議を組織する。

(10) プログラムの評価及び見直し

毎年度1回以上、支援関係者ネットワーク会議において事業実施状況の把握、評価及び検証等を行う。また、福祉関連計画の見直しの状況等を踏まえ、隨時、本プログラムの見直しを行う。

4 重層的支援体制整備事業実施プログラム 令和6年度実施状況

◆ 事業の実施状況

(1) 多機関協働事業

- ・複雑化又は複合化した課題を抱えた相談について、複数の支援機関との情報共有や窓口の紹介を行った。
- ・複数の支援機関が参加する**支援会議**により、関係機関による個別ケースの検討、支援方針の共有、役割分担などの検討を行った。
- ・本人同意（又は本人参加）による**重層的支援会議**は、該当案件がなく開催できなかった。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

相談が中断しているケースなどを中心に、電話やメールによる情報収集を実施した。

(3) 参加支援事業

既存事業を中心として資源の開拓及び情報収集を行い、相談者が求める支援との調整を行った。

【延対象者数（令和6年度実績）】 ※ 事例については別紙

多機関協働事業	支援会議	重層的支援会議	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	参加支援事業
29	5	0	92	27

(4) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

① 地域見守りネットワーク事業

協力事業者が配達等日常業務において、高齢者世帯等に関して異変を感じた場合に、事業者から地域福祉課へ（緊急時は警察や消防等へ直接通報）報告してもらい、関係機関と連携して対応した。

- ・協力事業者登録者数（令和6年度末現在） 33 団体 451 事業者
- ・令和6年度報告件数：15件

② 民間支援団体と連携した生活困窮者等への支援

フードバンク団体と連携し、生活困窮者等への相談支援における緊急食糧支援の実施や、支援における連携体制の構築を進めた。

- ・フードドライブの開催：5/28（火）～ 5/30（木） 計3日間

◆ 包括的な相談支援体制の構築

「福祉つながる窓口」相談実績について

- ・「どこに相談したらいいかわからない方のための相談窓口」として、幅広く福祉に関する相談を受け付け、利用できる制度や事業の説明、他の機関へのつなぎなどの支援を実施した。
- ・自治会回覧を年2回行い、市民に窓口の周知を図った。



【延相談者数（令和6年度）】

本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計
496	362	187	6	57	1,108

◆ 支援関係者ネットワーク会議の実施

（1）不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ

（「姫路市におけるひきこもり支援に関する検討会議」と合わせて開催）

姫路市ひきこもり支援推進事業（ぶちたぶち）の報告、他都市視察報告、グループワークによる意見交換などを実施した。

- ・計3回開催：7/16（火）、11/7（木）、3/5（水）

【参加機関】

局・属性	所属・団体
健康福祉局	地域福祉課、障害福祉課、地域包括支援課、生活援護室、保健所健康課
産業局	労働政策課
教育委員会事務局	育成支援課
県	男女青少年課、ひょうご発達障害者支援センター、県立こどもの館、兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ
関係団体	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会、民間支援団体（者）
アドバイザー	神戸市看護大学
オブザーバー	播磨地域他市町・社協関係者、民間支援団体（者）

（2）ヤングケアラーの支援に関する支援関係者ネットワーク会議

支援マニュアルを活用したアセスメントや連携についての検討・意見交換を行った。

- ・計2回開催：8/8（木）、1/15（水）

【参加機関】

局・属性	所属・団体
健康福祉局	地域福祉課、障害福祉課、 地域包括支援課（現 高齢者支援課）、生活援護室、 保健所健康課、中央保健センター
こども未来局	こども家庭総合支援室（現 子育て支援室）、 こども支援課、こども保育課
産業局	労働政策課
教育委員会事務局	学校指導課、育成支援課
関係団体	（福）姫路市社会福祉協議会、ひめじ若者サポートステーション

（3）重層的支援体制整備事業意見交換会

令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施状況報告及び意見交換（各所属、窓口の活動状況、今後の課題等について）を行った。

・3/19（水）開催

【参加機関】

局・属性	所属・団体
健康福祉局	地域福祉課、障害福祉課、総合福祉通園センター、 高齢者支援課、地域包括支援課（現 高齢者支援課）、 生活援護室、保健所健康課
こども未来局	子育て支援室、こども支援課、こども保育課
市民局	市民活動推進課
関係団体	（福）姫路市社会福祉協議会、（福）姫路市社会福祉事業団、特定非営利活動法人 コムサロン二十一